

財団法人 全国落花生協会

制定 平成18年5月1日

## 国産落花生標準品規格要綱

### 第1. 目的

国産落花生の出荷規格を統一し、生産の合理化、消費者ニーズに適合した品質の改善、取引の円滑化・公正化を図るため現行の標準品規格を改正し、新たに国産落花生標準品規格要綱を定め、もって国産落花生の声価を高め、落花生生産農家及び関係業界の経営の安定向上に資するものとする。

### 第2. 定義

この要綱で「落花生」とは、国内で生産された「むきみ」とする。

2 この要綱で、「国産落花生標準品規格」とは、落花生の100g当たり粒数による区分、品質等をいう。

### 第3. 標準品規格の設定

(財)全国落花生協会は、国産落花生標準品規格の設定、改正等をしようとするときは生産者団体、取扱業者団体、県等の関係者で構成する委員会を開催し、協議決定するものとする。

### 第4. 補則

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

国産落花生標準品規格

1. 粒数による区分

(100g当たり粒数)

粒数による区分	品 種	
	千葉半立	ナカテユタカ
規格外	～ 95	～ 85
2L	96～110	86～100
L	111～130	101～125
M	131～150	126～160
S	151～210	161～200
2S	211～270	201～250
規格外	271～	251～

2. 品質

呼称	水分値	被 害 粒				異 物	
		割 れ	皮剥け	変 色	腐 れ	枝茎など	無機物
A	7～9%	1%未満	1%未満	1%未満	0.3%未満	容易に発見できない	容易に発見できない
B							

A以外のものをBとする。

定義

百分率：全量に対する重量比をいう。

割 れ：子実が2つ以上に割れているもの。

皮剥け：むきみの段階で、種皮に2mm以上の長さの皮剥けのあるもの。

変 色：種皮の色が茶色もしくは白色に変色しているもの。

腐 れ：変色粒の中で、実が腐っていると識別可能なもの。